

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第8号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和46年岩手県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
公 署	所在地	級別区分	公 署	所在地	級別区分
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
岩泉警察署大川駐在所	[略]		岩泉警察署大川駐在所	[略]	
岩泉警察署田野畑駐在所	下閉伊郡田野畑村 萱窪				
[略]			[略]		
別表第2（第2条関係）			別表第2（第2条関係）		
公 署	所在地	級別区分	公 署	所在地	級別区分
岩手県立葛巻高等学校	[略]	[略]	岩手警察署安代駐在所	八幡平市清水	[略]
[略]	[略]		岩手県立葛巻高等学校	[略]	
宮古警察署川内駐在所	[略]		[略]	[略]	
[略]			宮古警察署川内駐在所	[略]	
			岩泉警察署田野畑駐在所	下閉伊郡田野畑村 萱窪	
[略]			[略]		
別表第3（第2条関係）			別表第3（第2条関係）		
公 署	所在地		公 署	所在地	
[略]	[略]		[略]	[略]	
岩手警察署柏台駐在所	[略]		岩手警察署柏台駐在所	[略]	
岩手警察署安代駐在所	八幡平市清水				
岩手警察署一方井駐在所	[略]		岩手警察署一方井駐在所	[略]	
[略]	[略]		[略]	[略]	
北上警察署湯本駐在所	[略]		北上警察署湯本駐在所	[略]	
宮古警察署川井駐在所	宮古市川井				
岩泉警察署小本駐在所	下閉伊郡岩泉町中島				
岩泉警察署安家駐在所	[略]		岩泉警察署安家駐在所	[略]	
[略]	[略]		[略]	[略]	
[略]			[略]		
別表第4（第2条関係）			別表第4（第2条関係）		
公 署	所在地		公 署	所在地	
[略]	[略]		[略]	[略]	

北上警察署湯田駐在所	[略]	北上警察署湯田駐在所	[略]
		<u>宮古警察署川井駐在所</u>	<u>宮古市川井</u>
久慈警察署山形駐在所	[略]	<u>岩泉警察署小本駐在所</u>	<u>下閉伊郡岩泉町中島</u>
<u>久慈警察署大野駐在所</u>	<u>九戸郡洋野町大野</u>	久慈警察署山形駐在所	[略]
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(改正後の規則別表第2に掲げる公署に該当することとなった公署に勤務する職員の特地勤務手当等の月額に関する経過措置)

第2条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において特地公署とされていた公署のうち、施行日にこの規則による改正後の特地勤務手当等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規則別表第2に掲げる公署に該当することとなった公署に勤務する職員の一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「条例」という。）第30条の2の規定による特地勤務手当（冬期（改正後の規則第3条の2に規定する冬期をいう。以下同じ。）以外の期間に支給するものに限る。）の月額は、改正後の規則第3条の規定にかかわらず、令和5年10月31日までの間（その期間内に当該公署が改正後の規則別表第2に掲げる公署に該当しないこととなった場合にあっては、その該当しないこととなった日の前日までの間）、施行日の前日から引き続き当該公署に勤務している職員にあっては特地勤務手当経過措置基礎額に当該公署の同日における同条第1項に規定する級別区分に係る同項に規定する支給割合を乗じて得た額に、施行日から令和3年10月31日までの間にあっては100分の100を、令和4年4月1日から同年10月31日までの間にあっては100分の70を、令和5年4月1日から同年10月31日までの間にあっては100分の40を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、当該職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して人事委員会が別に定める額とする。

2 前項の規定の適用を受ける職員については、施行日から令和5年10月31日までの間は、改正後の規則第3条の2の規定は、適用しない。

3 第1項の特地勤務手当経過措置基礎額は、改正後の規則第3条第2項各号に定める日に受けていた給料の月額（条例第6条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等（以下この項及び第5項において「育児短時間勤務職員等」という。）以外の職員であってその日において育児短時間勤務職員等であったものにあつてはその月額をその日における条例第6条の2第1項に規定する算出率（以下「算出率」という。）で除して得た額、育児短時間勤務職員等であつてその日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったものにあつてはその月額に算出率を乗じて得た額、育児短時間勤務職員等であつてその日において育児短時間勤務職員等であったものにあつてはその月額をその日における算出率で除して得た額に算出率を乗じて得た額）及び扶養手当の月額（以下この項において「当該定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額」という。）の合計額の2分の1に相当する額と施行日の前日に受けていた給料の月額（育児短時間勤務職員等以外の職員であつてその日において育児短時間勤務職員等であったものにあつてはその月額をその日における算出率で除して得た額、育児短時間勤務職員等であつてその日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったものにあつてはその月額に算出率を乗じて得た額、育児短時間勤務職員等であつてその日において育児短時間勤務職員等であったものにあつてはその月額をその日における算出率で除して得た額に算出率を乗じて得た額）及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額を合算した額（その額が当該定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額を合算した額を超えることとなる期間については、当該合算した額）とする。

4 第1項に規定する公署に在勤する職員の条例第30条の3の規定による特地勤務手当に準ずる手当（冬期以外の期間に支給するものに限る。）の月額は、改正後の規則第4条第2項から第4項まで又は第5条第4項の規定にかかわらず、令和5年10月31日までの間（その期間内に当該公署が改正後の規則別表第2に掲げる公署に該当しないこととなった場合にあっては、その該当し

ないこととなった日の前日までの間)、改正後の規則第4条第2項から第4項まで又は第5条第4項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に、施行日の前日から引き続き当該公署に在勤している職員にあっては特地勤務手当に準ずる手当経過措置基礎額に100分の0.5(施行日前に条例第30条の3第1項に規定する公署を異にする異動の日から起算して4年に達した場合及び施行日から令和5年10月31日までの期間内に異動の日から起算して4年に達した場合におけるその4年に達した日後については、零)を乗じて得た額に施行日から令和3年10月31日までの間にあっては100分の100を、令和4年4月1日から同年10月31日までの間にあっては100分の70を、令和5年4月1日から同年10月31日までの間にあっては100分の40を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)、同日から引き続き当該公署に在勤している職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して人事委員会が別に定める額を加算して得た額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の4を乗じて得た額を超えるときは、当該額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))とする。

- 5 前項の特地勤務手当に準ずる手当経過措置基礎額は、改正後の規則第4条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第5条第4項に規定する日に受けていた給料の月額(育児短時間勤務職員等以外の職員であってその日において育児短時間勤務職員等であったものにあつてはその月額をその日における算出率で除して得た額、育児短時間勤務職員等であつてその日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたものにあつてはその月額に算出率を乗じて得た額、育児短時間勤務職員等であつてその日において育児短時間勤務職員等であったものにあつてはその月額をその日における算出率で除して得た額に算出率を乗じて得た額)及び扶養手当の月額の合計額(その額が当該職員の現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額を超えることとなる期間については、当該合計額)とする。

(改正後の規則別表第4に掲げる公署に該当することとなった公署に在勤する職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額に関する経過措置)

第3条 施行日の前日において準特地公署とされていた公署のうち、施行日に改正後の規則別表第4に掲げる公署に該当することとなった公署に在勤する職員の条例第30条の3の規定による特地勤務手当に準ずる手当(冬期以外の期間に支給するものに限る。)の月額は、改正後の規則第4条第2項から第4項まで又は第5条第4項の規定にかかわらず、令和5年10月31日までの間(その期間内に当該公署が改正後の規則別表第4に掲げる公署に該当しないこととなった場合にあっては、その該当しないこととなった日の前日までの間)、施行日の前日から引き続き当該公署に在勤している職員にあっては前条第4項の特地勤務手当に準ずる手当経過措置基礎額に100分の3(施行日前に異動の日から起算して5年に達した場合及び施行日から令和5年10月31日までの期間内に異動の日から起算して5年に達した場合におけるその5年に達した日後については、100分の1)を乗じて得た額に、施行日から令和3年10月31日までの間にあっては100分の100を、令和4年4月1日から同年10月31日までの間にあっては100分の70を、令和5年4月1日から同年10月31日までの間にあっては100分の40を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)、当該職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して人事委員会が別に定める額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける職員については、施行日から令和5年10月31日までの間は、改正後の規則第4条第4項及び第5条第5項の規定は、適用しない。

(準特地公署とされていた公署に在勤する職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額に関する経過措置)

第4条 施行日の前日において準特地公署とされていた公署のうち、令和6年3月31日までの間、準特地公署として人事委員会が指定する公署に在勤する職員の条例第30条の3の規定による特地勤務手当に準ずる手当(冬期に支給するものに限る。)の月額は、改正後の規則第4条第2項及び第3項又は第5条第4項の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該公署に在勤している職員にあっては附則第2条第4項の特地勤務手当に準ずる手当経過措置基礎額に100分の3(施行日前に異動の日から起算して5年に達した場合及び施行日から令和6年3月31日までの期間内に異動の日から起算して5年に達した場合におけるその5年に達した日後については、100分の1)を乗じて得た額に、令和3年11月1日から令和4年3月31日までの間にあっては100分の100を、同年11月1日から令和5年3月31日までの間にあっては100分の70を、同年11月1日から令和6年3月31日までの間にあっては100分の40を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)、当該職員以外の者

にあつては当該職員との権衡を考慮して人事委員会が別に定める額とする。